

## 子ども・子育て支援推進事業

令和元年度子ども・子育て支援推進事業のうち、下記事業は認定<sup>\*</sup>を受けていても請求書を提出しなければ助成金は支払われません。これらの事業の請求は4月10日（金）までに提出してください。  
 ※令和元年度の認定を受けている方には、認定通知書と該当する請求書を送付済ですのでご確認ください。

### 【請求書の提出が必要な事業】

○産後健康診査等充実事業／○インフルエンザ予防接種費用一部助成事業／○ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業／○高校生等通学定期代助成事業（電車・バス）／○高校生等通学支援事業（タクシー）／○高校生等医療費助成事業／○入園・入学・進学等支援事業（高等学校等卒業者のみ）／○不妊検査・不妊治療助成事業／○不育治療助成事業

\*事業によって必要な添付書類がありますので、詳しくは手引きをご確認ください。

\*3月末時点で交付要件（税金の滞納をしていないことなど）を満たしていないと助成を受けることができません。納付のお忘れがないようご注意ください。

### ■年度ごとに申請が必要です

来年度、この事業の対象となる世帯には、申請書などの書類を3月末頃に郵送しますので、来年度の助成を希望される場合は必ず4月15日（水）までに申請をしてください。

認定された方には、認定通知書・該当請求書を5月頃送付予定です。

認定通知書が送付されない方は、申請をしていない可能性がありますのでご確認ください。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

## 奥多摩町子ども・子育て会議委員を募集します

町では、少子化・高齢化が進むなか、家庭や地域社会において子育てしやすい環境を整備し、子どもの健全な育成を図るとともに、住民みなさんから幅広く意見を伺い、高齢者を含むすべての住民の方々にとってより良い環境をつくっていくため、奥多摩町子ども・子育て会議を設置しています。この会議に委員として参画していただく方をつぎのように募集します。

みなさんのご応募をお待ちしております。

〔応募資格〕 町内在住で町の子ども・子育て支援施策に関心がある方

日中または夜間の会議に出席できる方（年数回）

〔委員の任期〕 2年間〔募集人数〕 若干名

〔応募方法〕 所定の応募用紙に町の子育て支援に関する意見（400字以内）などを記入のうえ、3月25日までに、郵送または持参してください。所定用紙は、子ども家庭支援センター、役場住民課、保健福祉センターの窓口にあります。

〔審査〕 1次審査：応募要件 2次審査：面接（1次審査通過者のみ）

※応募、問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

（〒198-0105奥多摩町小丹波108番地）

## 重度障害者（児）タクシー乗車料金等助成事業

重度の障害者（児）の方で一定の要件を満たした方に対して、タクシー乗車料金等の助成事業を行っています。平成31年度に認定を受けた方は、令和2年3月31日までに利用された分が対象となります。タクシー乗車料金の認定を受けた方につきましては、請求書を4月10日までに各窓口へ提出してください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777